

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

えびの市起業家誘致・創業サポートプロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

えびの市

3 地域再生計画の区域

えびの市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

(地勢)

えびの市は、宮崎、鹿児島、熊本の県境にあり、九州自動車道の分岐点に位置している。県都である宮崎市からは離れているものの、この地勢により、南九州の各拠点都市間や福岡・北九州などの大都市圏を結ぶ交通や情報、人の交流拠点となっており、この地理的優位性を生かした産業振興や地域活性化を推進してきた。

また、えびの市は、えびの高原や霧島山をはじめとする多くの山々や高原に囲まれた自然豊かな市である。えびの高原は、日本で初めて国立公園に指定された「霧島錦江湾国立公園」内にあり、一帯は「霧島ジオパーク」として日本ジオパークに認定されている。約 34 万年前の大噴火でできた加久藤カルデラの盆地には、中央に川内川が流れ、自然豊かな田園地帯が広がっている。この清らかな水と肥沃な土壌、気温の寒暖差により地域一帯は、夏秋野菜等の豊富な農作物に恵まれ、特に県内外で高い評価を受けている「えびの産米」や連続日本一の原動力となった「宮崎牛」の一大産地となっている。

また、市内には、宮崎県唯一の温泉郷や豊かな自然に恵まれた観光地が数多くあり、田の神文化や牛越祭り、打植祭、大太鼓踊りといった伝統文化も数多く残っている。さらに、古墳時代の中央政権（ヤマト王権）との関わりを示す貴重な出土品が発掘された島内地下式横穴墓群や、島津氏が日向の伊東氏と南九州の覇権をかけて雌雄を決した木崎原古戦場跡などの歴史遺産も多く、えびの市が、古代より南九州の要衝の地であったことが伺える。

このように豊かな自然や農林畜産物、そして永い歴史の積み重ねの上に生まれた文化など魅力ある地域資源がえびの市には豊富にある。

(人口)

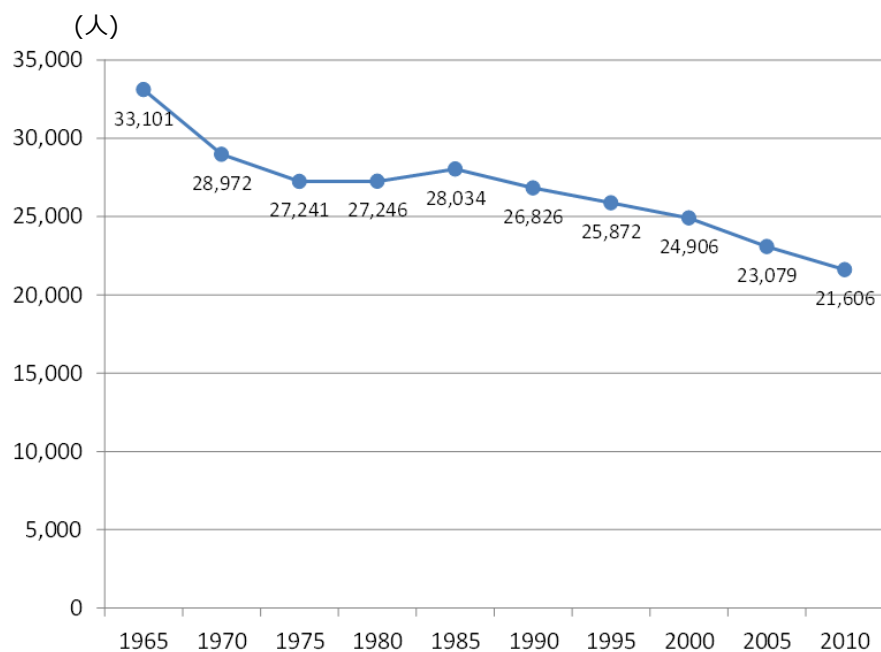
えびの市の人口は、昭和 25 年以降、総じて減少傾向が続いており、市制施行時（昭和 45 年）には、29,000 人程度であったが、平成 28 年 4 月 1 日現在の現住人口は、19,118 人まで減少している。

人口構成を見てみると、老年人口が多く若年人口が少ない、逆ピラミッド型ともいえるべき構造となっており、2010 年の国勢調査によると、年少人口割合が 11.6%、生産年齢人口割合が 53.8%、老年人口割合が 34.7%を占めている。

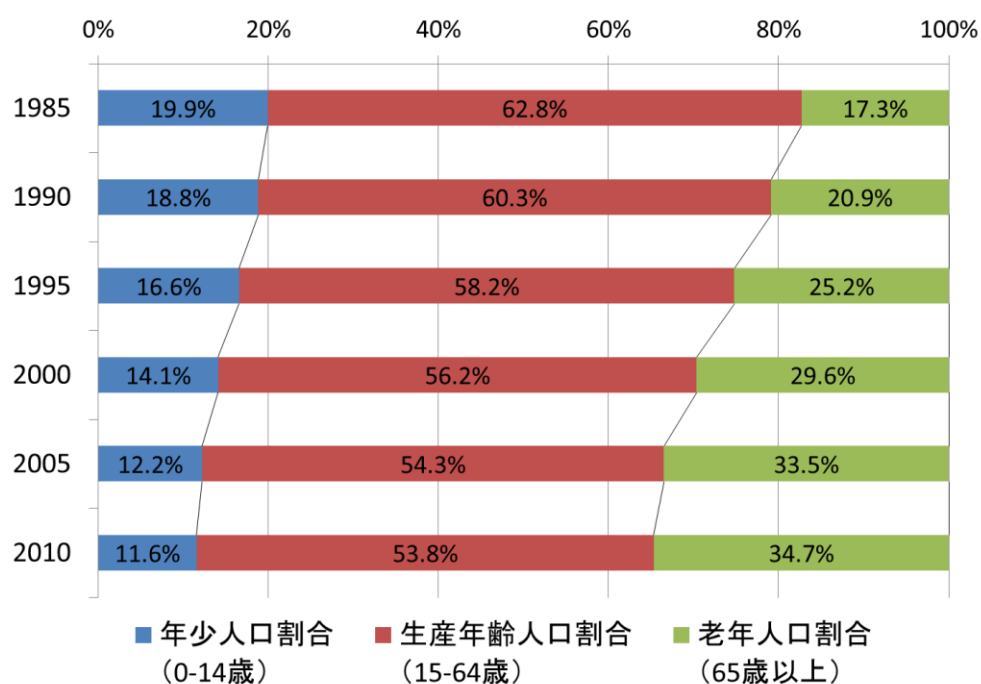
人口の自然増減については、死亡数が出生数を上回り、平均して年間 200 人程度の人口の自然減少につながっている。

人口の社会増減については、転出数が転入数を上回り、平均して年間 140 人程度の人口の社会減少につながっている。

このことから、高齢化の進展、進学や就職を機とする若年層の市外流出等が人口減少の大きな原因となっていると考えられる。

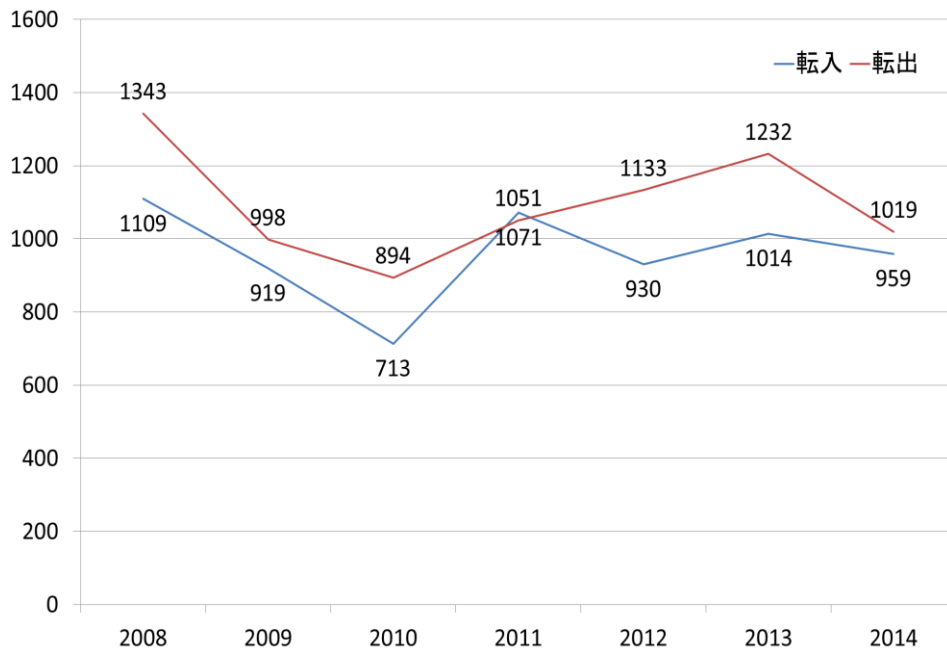


出展：国勢調査 (グラフ 1) 総人口の推移



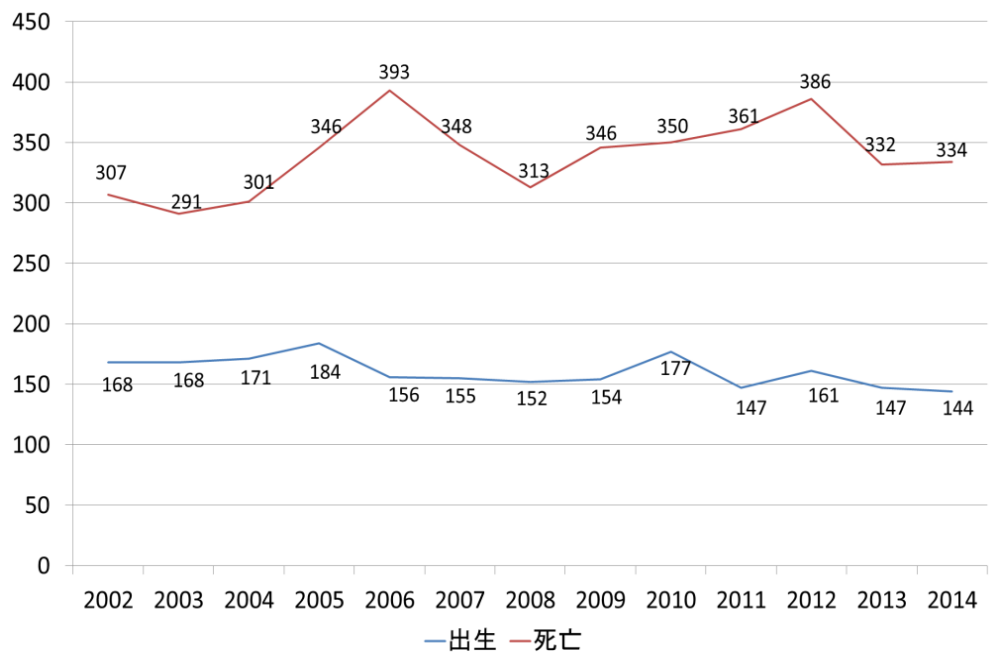
出展：2010 年 国勢調査 (グラフ 2) 年齢 3 区分別人口構成

(人)



出展：住民基本台帳 (グラフ3) 社会動態の推移

(人)



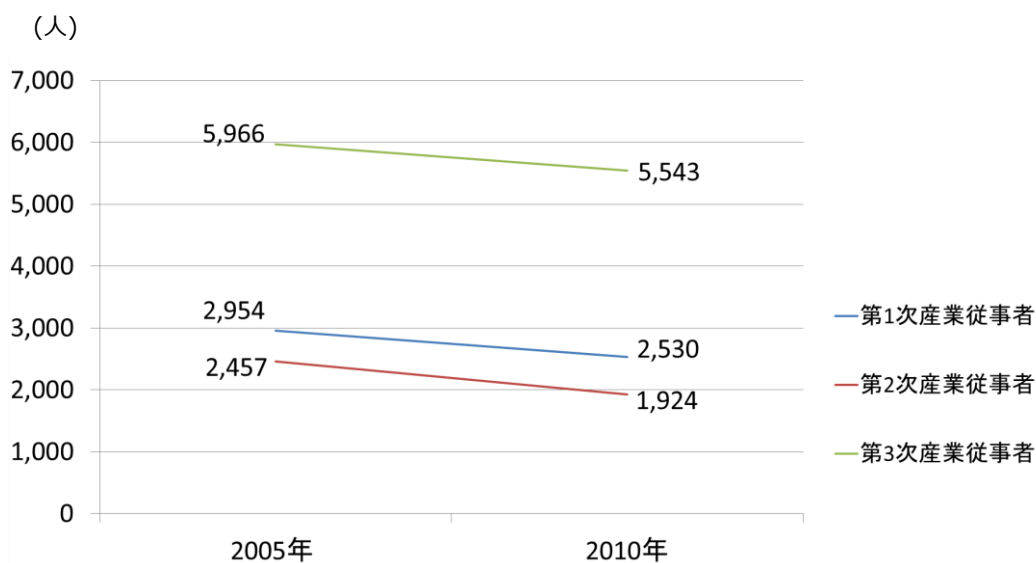
出展：国勢調査 (グラフ4) 自然動態の推移

(産業)

えびの市の産業別就業者数の推移を見ると、第1次産業、第2次産業、第3次産業全てで減少傾向にある。減少割合においても大差はなく、えびの市全体で産業規模が縮小している現状が伺える。

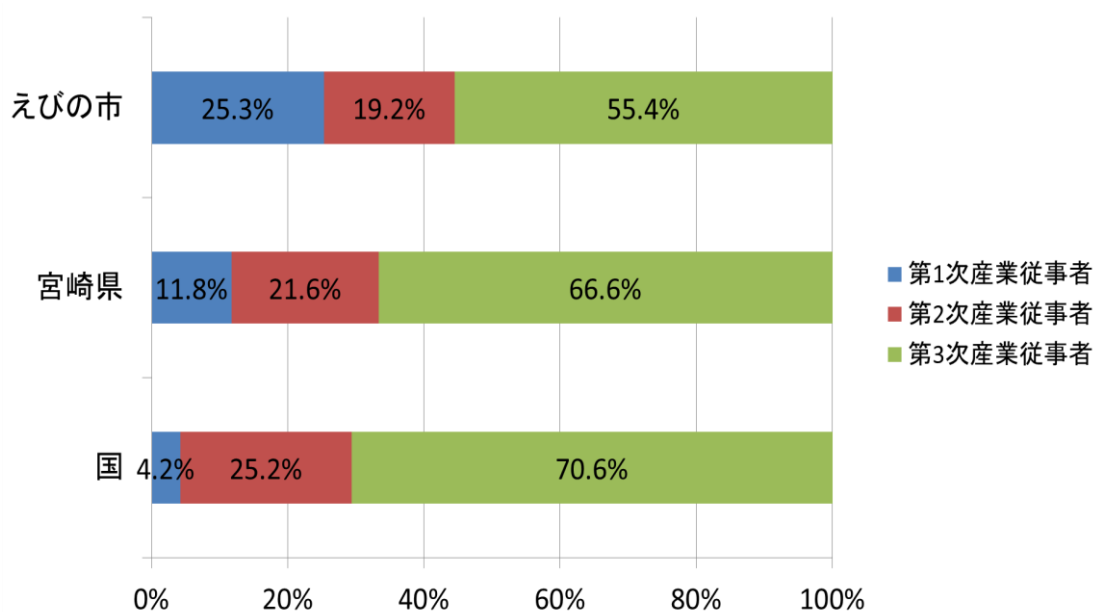
産業別就業者構成比を見ると、第1次産業の割合が、国や宮崎県と比べて極めて大きくなっており、第1次産業の割合が第2次産業を上回る。これは、農業や畜産業といった第1次産業が、えびの市の経済にとって、重要な地位を占めていることを示している。

一方、第2次産業や第3次産業の割合は、国や県と比べて低く、特に、第2次産業の割合が低い水準となっていることは、工場等が近隣の自治体に多いこと等に起因するものと推察される。



出展：国勢調査

(グラフ5) 産業別就業者数の推移



出展：2010年 国勢調査

(グラフ6) 産業別就業者構成比

4-2 地域の課題

えびの市では、少子高齢化に伴う人口の自然減、転出超過に伴う人口の社会減が進展している。このことに伴い、生活関連サービス業等の事業所の撤退や廃業、農業や商工業の担い手不足が進むことで地域経済が縮小している。このような状況を踏まえ、えびの市においては、将来にわたって地域の自立と活性化を目指す上では、本市の豊かな自然、培われてきた産業、文化などあらゆる地域資源を掘り起こし、さらに磨き上げ、えびの市の魅力を向上させるとともに、まちの活力となる産業の振興、雇用の安定化を図ることが喫緊の課題となっている。

4-3 目標

基幹産業である農林畜産業による生産物等の地域資源を活用した創業や、若者が魅力を感じるこれまで地域内になかった新たな「しごと」の創出や誘致により、若年層の市外への流出抑制、市外からの移住者増加を図るとともに、空き施設の有効利用や地域の活性化に繋げていくことを目指す。

【数値目標】

KPI	創業数	移住世帯数	空き施設利用数	年月
申請時	0	0	0	H28. 6
初年度	0	0	1	H29. 3
2年目	10	10	5	H30. 3
3年目	10	10	8	H31. 3
累計	20	20	14	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

空き店舗を活用したインキュベーション施設を整備し、創業に関する総合的なコーディネートを行うインキュベーションマネージャーの配置、施設利用者が互いに交流できるコワーキングスペースや共有設備の設置を行い、クリエイター等の起業希望者を広く市内外から呼び込む。また、各種セミナーの開催など創業に向けた支援を実施することにより、若年層向けの魅力ある新たな雇用の場を創出するとともに、地域資源の有効活用、空き施設の有効利用を図る。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）：【A3007】

1 事業主体

えびの市

2 事業の名称及び内容：多様な働き方ができる産業・人材育成事業

魅力ある新たな「しごとの場」を創出するため、起業希望者を外部から呼び込み、人材育成、創業支援を行う。このことに伴い、創業に向けた環境整備や、知識・技術習得のための支援が必要となるが、起業希望者の懸念材料である初期投資を抑制するため、市内の空き店舗を活用したインキュベーション施設を整備し、安価で利用できるようにする。また、創業に関する総合的なコーディネートを行うインキュベーションマネージャーを配置するとともに、創業に向けての専門的な各種セミナー等を開催し、起業希望者のスキル向上を図る。併せて施設内にコワーキングスペースを設け、施設利用者同士が様々なアイデアを出し合うことで、地域資源の有効活用や新たなビジネス展開にもつなげる。

3 事業が先導的と認められる理由

【官民協働】

事業開始当初は民間事業者を技術・財政両方から支援し事業展開を図るが、3年目に運営・企画・経営・計画等全てにおいて自立できる具体的事業計画を策定し、4年後には自立できる環境整備に努める。

【地域間連携】

行政区域を越えた地域の発展を念頭に創業支援活動を展開する。インキュベーション施設の利用や各種セミナー等への参加を積極的に広く市内外に発信し、起業者・起業希望者同士が気兼ねなく交流できる「場所」や「機会」の提供を図り、西諸管内唯一の創業支援センターとして起業家の掘り起こしを行う。

【政策間連携】

市外からの起業希望者を集めることにより、えびの市移住・定住支援推進事業との相乗効果を図る。農林畜産物などの地域資源を活用した商品開発に関する支援や、販路開拓の情報提供を行うことにより、6次産業化や農家の経営多角化を促進し、基幹産業である農林畜産業活性化へ向けた取組との相乗効果も併せて図る。

【自立性】

インキュベーション施設の利便性向上に努め、起業希望者やスキル向上を望む起業家の施設利用頻度を年々高めることにより、施設利用料や各種セミナーの受講料等の収益を向上させ、本交付金に頼らない運営を目指す。

4 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	累計
創業数	0	10	10	20
移住世帯数	0	10	10	20
空き施設 利用数	1	5	8	14

5 評価の方法、時期及び体制

毎年度、3月末時点の KPI の達成状況を担当課が確認し、有識者等で構成する「えびの市まち・ひと・しごと創生推進会議」や市議会の関与を得ながら検証結果をまとめ、市ホームページで公表する。また、必要に応じて総合戦略や今後の市政方針に反映させる。

6 交付対象事業に要する費用及び交付対象経費

① 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

・総事業費 56,816 千円

上記事業費総額 56,816 千円のうち、1/2 の事業費に対して、本交付金を充てる。

7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から平成 31 年 3 月 31 日まで

8 その他必要な事項

該当なし

5－3 その他の事業

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5－3－2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 31 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7－1 目標の達成状況に係る評価の手法

産・官・学・金・労・言の有識者や公募市民から構成する「えびの市まち・ひと・しごと創生推進会議や市議会の関与を得ながら事業の進捗状況や事業効果の検証を行う。

7－2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

毎年度、出納閉鎖後の 7 月以降に、事業実績、K P I の達成状況等の確認を行う。また、必要に応じて総合戦略の見直しや今後の施策に反映させる。

7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の方法

検証結果については、市ホームページで公表する。